

岩手県告示第 542 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 大船渡綾里三陸線
  - (2) 供用開始の区間 大船渡市三陸町越喜来字甫嶺 158 番 1 地先から 159 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで
- 2(1) 路線名 平泉巖美溪線
  - (2) 供用開始の区間 一関市巖美町字滝ノ上 292 番 1 地先から字高田 133 番地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで
- 3(1) 路線名 気仙沼陸前高田線
  - (2) 供用開始の区間 陸前高田市矢作町字飯森 52 番 13 地先から 20 番 11 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで
- 4(1) 路線名 弥栄金成線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 一関市花泉町金沢字馬骨 8 番 1 地先から 4 番 1 地先まで
    - イ 一関市花泉町金沢字馬骨 1 番 1 地先から字手代森 6 番 1 地先まで
    - ウ 一関市花泉町金沢字手代森 18 番 3 地先から 19 番 1 地先まで
    - エ 一関市花泉町金沢字手代森 21 番 1 地先から字臼ノ沢 32 番 8 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで
- 5(1) 路線名 水沢停車場線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 奥州市水沢区字横町 19 番地先から 21 番 1 地先まで
    - イ 奥州市水沢区字横町 26 番 1 地先から 33 番地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで
- 6(1) 路線名 東山薄衣線

(2) 供用開始の区間 一関市川崎町門崎字坂田 135 番 6 地先から薄衣字如来地 4 番 5 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで

7(1) 路線名 東和花巻温泉線

(3) 供用開始の区間 花巻市狼沢第 2 地割 212 番地先から 419 番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 7 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで